

## 刑事法判例研究

刑事法判例研究会  
九州大学法学研究科博士課程

鈴木, 博康  
九州大学法学研究科博士課程

<https://doi.org/10.15017/2143>

---

出版情報 : 法政研究. 66 (1), pp.337-346, 1999-05-20. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

## 判例研究

### 刑事法判例研究

#### 九州刑事判例研究会

実質的に清酒特級の品質を有する酒税法上清酒二級の清酒瓶詰めの特級の表示証を貼付する行為が（旧）不正競争防止法五条一号の罪を構成するとされた事例

昭和五三年三月二二日最高裁第一小法廷決定

昭和五〇年（あ）第一二七七号不正競争防止法違反被告事件、上告棄却

刑集三二卷二号三二六頁

鈴木博康

#### 【事実の概要】

被告人A株式会社は、酒類の製造・販売及びこれに付帯する事業を営んでおり、被告人取締役Bは、事実上Aの業務一切を統括主宰してきたものであるが、BはAの業務に

関連し、Aの製造にかかるとハリットル瓶詰め二級清酒に、その内容・品質と異なる清酒特級の表示証を貼付し、あたかも清酒特級であるかのように装って移出販売しようと企て、虚偽の表示をした。以上の認定により、第一審横浜地裁は、Aに罰金二十万円、Bに懲役一年（執行猶予二年）をそれぞれ言渡した（昭和四九年六月二七日）。そこで、被告人が控訴したところ、控訴審（高裁判例集二八巻二号二〇〇頁）も一審の判断を是認して控訴を棄却した。控訴審では被告人側は、不正競争防止法五条一号の規定は消費者保護の規定であり、同号違反の成立にはその表示による不正利得の目的・意図が必要であるにもかかわらず、原判断はその認定がない、酒類の級別制度は徴税のための制度であり品質を客観的に表示するものではなく、さらに本件清酒は特級相当の優良な品質を有していたので品質的に虚偽の表示にはあたらないなどと主張していた。その後、控訴趣意とほぼ同様の理由で上告がなされたのが本件である。

#### 【判旨】

上告棄却。

弁護人の上告趣意は、いずれも単なる法例違反、事実誤認、判例違反、量刑違反の主張であつて、上告理由にはあたらぬ。「なお、級別の審査・認定を受けなかったため酒税法上清酒二級とされた商品であるびん詰め清酒に清酒特級の表示証を貼付する行為は、たとえその清酒が実質的に清酒特級に劣らない優良の物であつても不正競争防止法五条一号違反の罪を構成すると解すべきであつて、これと同趣旨の原判断は正当である」と判示した。なお、上告審の判断は極めて簡素なものであるが、ほぼ高裁の判断をそのまま踏襲したものと思われる。

### 【研究】

まず、はじめに注意しなければならないのは、本件当時の法令と現行法令とを比較すると著しく法令の改正がなされてきているということである。具体的には、一九三四年（昭和九年）の旧不正競争防止法は、一九九四年（平成六年）に装いを改め、全面改正された。従来から指摘されていたように、不正競争防止法自体が、不正競争行為を限定列挙しているために適用範囲が狭い、一般条項が設けられていないなどの「欠点」を有していると言われていたからであ

る。もつとも、直接的にはこの点の改正は一九九四年では見送られたが、従来の指摘に見られたということに関して言えば、「国際化」の視点、すなわち国際条約、国際申告せ等の遵守を理由として、これに歩調をあわせるべく改正がなされた箇所がある。また、両罰規定の事業主に対する罰金刑の大幅な引き上げなどが改正され、これが規定されている。この点での改正も「国際化」と無関係ではない。他方で、酒税法自体も改正され、本件で問題となった、清酒をはじめとした酒類の級別制度も現在では存在しない。そのこと自体が、酒税法の法制度改革の契機となったのかどうかはいずれとしても、この級別制度については、税制度上の区分であつて商品の品質という内実を必ずしも反映していないのではないか、などといったように、級別制度自体に対する批判、形骸化の指摘はよく知られたとおりである。本研究は、これらの法制度自体の比較検討を行うことを直接の目的とするものではないが、法制度の変化は評釈上も全く無関係ではない。本稿は、本件の表示行為における刑法と特別法、そして特別法相互の、とくに競争法と税法の二つの領域の法関係を意識しながら、その司法判断の手法の検討、分析を試みようとするものである。本件に

おける司法の判断手法が、今日の法制度においても同種の事件に対して同様に用いられ、かような判断が為されることがあり得ないと思われるからである。

不正競争防止法の罰則規定は何のために存するのか。あるいは不正競争防止法の予定している保護法益は何であるのか。自由競争自体の保護法益性を、すなわち不正競争防止法自体の存在意義の承認を前提として考察するにしても、法の予定する自由競争の意義、すなわちこの法の予定する法益について検討する必要がある。現行不正競争防止法の規定から考えると、消費者の利益、競業同業者の利益、競争制度の公正と秩序といったことがその保護法益として考えられる。すなわち、現行不正競争防止法の一条は目的規定として、「事業者間の公正な競争……を確保するため、不正競争の防止……に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展を寄与することを目的とする」と定めているからである。旧法にあっては明文によるこのような目的規定は存しないが、新・旧両法において明確な断絶性が無い限り、旧法も、消費者の利益、競業者の利益、競争秩序をその保護法益としていけるとらえることは一応は認めることができよう。そしてさらに、これらを全て法の目的と

した、いわば重疊的な保護法益であるとする考え方もあり得よう。もつとも、ここで、これらの法益は後者ほど、抽象化・希薄化する特徴をもつということに注意しておく必要がある。

これに関連して、弁護人の立場は消費者の利益を強調する。すなわち、不正競争防止法五条一号が、二号三号のように不正競争の目的を必要としないのは、二号三号のような一般の不正競争とは異なり、一号は消費者保護を規定したものであるからであり、それゆえ一号の規定は不当に一般消費者を誘引しようとする表示、広告を禁止した趣旨の規定であって、一号の行為の成立にはこの表示・広告をするにつき不正の利得を得ようとする目的・意図を要するが、原判決はその目的・意図の認定をしていないと主張しているからである。

弁護人の不正競争防止法の規定の解釈の特徴は、不当な表示・広告により、不正の利得を得ようとする目的・意図が必要だとしている点である。このことは見方を変えて消費者の立場から言えば、そのような不当な表示・広告により、消費者が財産的侵害を被る危険性があることが言えなければならないということである。弁護人の立場から言え

ば、不正競争防止法の保護法益、すなわち具体的な消費者の利益とは何であるのか、の問いには、端的には、そのよ  
うな偽りの表示を見て購入した結果、商品の品質が表示通  
りの水準のものではなかったことから生じる真正製品との  
落差であるということができよう。実際、この点につき、  
捜査当局は、当初、詐欺罪での立件も検討していたよう  
である（弁護人の上告趣意書中に引用される第一審での被告  
人質問によれば、一番最初に被告人が逮捕された罪名は何  
であったのかとの問いに対して「詐欺と不正競争防止法で  
す」と答えている。）。

これに対して、裁判所の判断、とくに高裁の立場では、  
競争の公正と秩序を保護法益と解している。すなわち「五  
条一号の行為は、競争の公正と秩序の破壊行為としてとく  
に反倫理性が強く、公序良俗、信義公平に反することが顕  
著であり、公衆の利益が害される危険が大きいため不正競  
争の目的の有無にかかわらず処罰し得るものとなしたものと  
解するを相当とする」としているからである。

これらの両者の法益の理解の仕方の違いに関しては、現  
行不正競争防止法の処罰規定、すなわち法定刑の観点から  
検討がなされることも必要であるように思われる。なぜな

ら、現行法では、事業者に対する処罰規定である両罰規定  
が、億単位の罰金刑を規定しているからである。つまり、  
控訴審の判断のように、かかる行為が、如何なる性質をも  
つゆえ、どのような侵害行為として競争の公正と秩序の破  
壊をもたらすのかの検討がなされないまま形式的に当該行  
為に付いて判断を下すのは、司法が当該行為と侵害結果と  
の因果関係はもちろん、その侵害自体をも擬制した、いわ  
ば抽象的危険犯として捉えているからであり、当該条項を  
仮にこのような抽象的危険犯であるとする、余りにも現  
行不正競争防止法の規定が重罰であるからである。このよ  
うな高裁の判断は、消費者の利益を抽象化した結果、同業  
者の利益、競争秩序・競争制度の機能といった保護法益を  
も抽象化・形式化して、競争秩序の侵害行為自体をも抽象  
的危険犯・形式犯化する恐れがあると言わねばならない。  
競争法の理解について一般に言われる、「競争秩序の破壊  
がひいては消費者利益を侵害する」という表現が典型的で  
ある。

本件での消費者の利益には、どのような特徴が見られる  
のか。伝統的な考え方に基づけば、自由・平等、私的自治  
の原則の妥当する民商法に対して、経済的弱者のとしての

消費者という視点から消費者法と呼ぶべきものが修正原理として働くことになる。これを本件の表示ということに即して言えば、消費者側の商品知識ないし評価能力の保障としての機能がそこに要請される。商品情報としての規格・表示の適正化である。しかし、本件清酒は、審査を經ていないという問題を有するものの、品質的には問題のないものとされている。本件が、詐欺罪での立証を検討されてきたということと関連して言えば、実務的な関心は当該行為がとりわけ購入の予定される消費者の財産的利益の個人法益の侵害であるとして位置付けることになるであろう。しかし、このように詐欺罪での立件を行おうとすれば、仮に、このような特級表示の表示行為が欺罔行為であり、かつまた、消費者の特級表示の二級酒の購入行為が財産的処分行為であるとしても、なにが財産的損害として認められるかということが依然問題として残る。

この点につき、このような損害として考えられるのは、輸入牛肉を国産牛肉として販売するといったことがありうる。国産牛肉の方が一般に品質において優れ、なおかつ価格が高いという市場取引慣行が存在するという前提のもとでは、輸入牛肉を国産牛肉として販売することではじめて

そこに真正な国産牛肉との価格差が生じ、これが販売者にとっては不当な収益となり、消費者にとっては損害と認められる余地が生じるということになる。しかし、本件業者としては、特別高価な価格で販売を企てて利益を得ようとしていたものではないようであるから、制度上真実とは異なった偽りの表示であることは認識しつつも、必ずしも欺罔行為であるとは言い切れないのでは無からうか。なによりも、消費者としては、実質的には「特級相当の」品質の上等な清酒を税負担の軽い分、安く購入できたのであるから、その限りではむしろ損害というよりは利益ですらある。

刑法典とそれ以外のとくに経済関連の刑罰法令との間には以上のような競合の問題が存する。本件においては詐欺罪での立証が困難であるが故に、比較的行為態様として立件しやすい特別法の形式犯ないしはせいぜいのところ抽象的危険であるとして立証を選択したのではないかということも十分考えられるからである。

競争秩序、とりわけなかでも、同業者の利益に関しては、消費者は同種の商品については定量以上は購入しないという前提があったときに、消費者が購入時の情報から判断した結果、当該メーカーの商品を購入することで、それに

よって同業者が商品の売チャンスを失ったという現実の被害が生じる。級表示は消費者の購入判断にどのような影響をもたらすかということであるが、しかしながら、これらの判断は、あくまでも消費者を媒介とした間接的な、かつ、仮定的な利益侵害にとどまるものである。また、販売量全体としては大きくても、個々の消費者の経済力は些細である。つまり、ここでの消費者個々の経済的被害も小さいこととなる。結局このような経済的被害というのは、抽象化・希薄化するが故に不可視的なものである。現実にはどのような被害・損害があったのか、立証に困難性を持つという限界が、ここに見られるのである。ちなみに、これは不正競争防止法に限らず、一般に広く経済法規、経済関連事犯に認められる現象であるとも言ってもよからう。保護法益の侵害と当該行為の因果関係の問題として、経済事犯については両者の因果関係がこのように説明しにくいという限界があるからである。偽りの表示が経済的經驗的に侵害がありそうだとは言えても、必ずしも具体的なだれのどんな被害かまでは言い切れない。それゆえ、立法論的には因果関係も含め、損害を擬制するという結果にならざるを得ない。これが、多くの経済事犯の規定が、事実上抽象的危険犯と

してしか機能しないことの現実が見られる原因ともなっているように思われる。

また、弁護人が法令の解釈として不正競争の目的の有無を問題にしたことに関して、もう一つの問題は、仮に一定の行為が具体的な競争秩序を破壊するということが因果的に正しいと言えた場合に、本件の表示にかかわる行為が「不正競争の目的を以って」表示行為をしたと言えないまでも、「虚偽」の表示をしたと言える行為であったか、ということである。一般に、不正競争防止法五条一項一号の行為については、「(虚偽表示は)特に競争秩序の破壊行為として悪質であり、公衆の利益が害されることが大きいので、「不正の目的」がなくても故意さえあれば処罰される」(小野)という解釈が言われているからである。裁判所の判断としても、虚偽表示はとくに悪質であるという見解に立つからである。この表示の「虚偽」性の問題については、特級ないし一級の認定のないものは全て酒税法上は二級であるということはどう理解するかということかかわる。端的に言えば、酒税法上の審査の有無を偽ることは、不正競争防止法上の虚偽と言えるかという問題である。

「清酒の級別制度が、もともと酒税徴収の必要上設けら

れたものであ」と高裁自身が認めるように、級表示については本来、税法上の問題である。にもかかわらず、「現行の取引慣行や実態のもとでは、右制度上二級酒であるべきもの特級酒と偽るもので商品の内容につき誤認を生じせしめるもの」という判断は、本来税法の問題であるものを競争法で対処しようとしたものと言わざるを得ない。その結果、不正競争防止法の無理な解釈が生じたものと言わざるを得ないのではないか。つまり、本件における裁判所の判断とは、表示事案を媒介として酒税法上の級別制度の維持のために不正競争防止法の刑罰で担保しているという構造の上に成り立つものなのである。

弁護人の上告趣意書のなかには、このような表示を義務付けている他法令との比較がなされており、すなわち、工業標準化法、農林物資規格法、計量法、家庭用品品質表示法、電気用品取締法、高圧ガス取締法、食品衛生法、栄養改善法、薬事法、農薬取締法、酒税保全法、宅地建物取引業法等が列挙されている（いずれも刑罰で担保されており、その法定刑はこれらの立法規定の中では最も重くてもせいぜい二年以下の懲役と二〇万円以下の罰金である）。これらは、取り立てて当時の不正競争防止法の法定刑と変わり

がない。法定刑による単純な比較をすれば、これらの表示義務違反と不正競争防止法違反には、今日においての不正競争防止法の異例なまでの法定刑の高さを鑑みると、当時は競争法自体の関心が低かったとも言い得るのであるが、その行為の悪質さにおいて差がなかったとも言える。このことが却つて、法令の適用の上で、税法の問題解決のために安易な競争法適用を導いたとする余地があると思われる。

逆説的に言えばつぎのようなことが検討され得る。現行酒税法では、ビールとは「麦芽、ホップ及び水を原料として発酵させたもの」ないしは「麦芽、ホップ、水及び米その他の政令で定める物品（但し麦芽の重量の五〇パーセントを超えない）を原料として発酵させたもの」であり、発泡酒とは、「麦芽を原料の一部とした酒類で発泡性を有する雑酒」である。ビールの酒税は、一キロリットルにつき、二二二〇〇〇円なのに対して、発泡酒の酒税は原材料中の重量による麦芽の占める割合によって三段階に分かれており、麦芽量三分の二以上にあつてはビールと同額の二二二〇〇〇円、四分の一以上三分の二未満にあつては一五二七〇〇円、それ以外は八三三〇〇円である。消費者が品質に

よりその購買活動の上で敏感に反応し、麦芽量が多ければ品質が良いという前提で考えたとき、酒造業者が税負担の軽い分を価格に反映させることで廉価に販売しようと企て（純粋に酒税分については例えばレギュラー缶で最大五〇円弱安くなる）、原料的には品質を維持するために麦芽量を増やして酒税法上「ビール」を製造したものの、これを「発泡酒」として表示・販売することはどうなるか。確かに、原材料の偽りの表示は不正競争防止法による規制事項ではある。しかし、麦芽という原材料の現実には多いものを少なく表示することで、品質を本来よりも下等なものとして偽装しつつも（現実には品質には問題がない「ビール」である）、少なくとも消費者に対しては損害を与えていないのであるから、不正競争防止法の保護法益を重疊的保護法益として理解した場合ないしは少なくとも消費者の利益という視点を入れた場合、理論が破綻する。結局のところ、本件は不正競争防止法上の問題と云うよりは、本質的には酒税法の問題すなわち税のほ脱の問題として生じたにすぎなかったのではなからうか。少なくとも、本件清酒は特級という評価が実質的に認められている以上、清酒の（判旨の言うように級別が品質を密接に評価するにしても）

品質面での競争法上の虚偽性は認め難い。

本件における偽りの表示・移出版売企ての行為は、刑法典上の財産的侵害（詐欺罪）、表示に関して酒税保全法違反（無表示）ないし級別に関連して酒税法違反（ほ脱）の可能性があった。しかし、現実は（とくに詐欺罪での）立証の困難性や当該行為そのものに対する規制規定の不在（酒税保全法は、刑罰で担保して、級表示を義務付けるもの、その表示が積極的に事実と異なる場合についてまでは定めていない。無理に適用するとなれば、今度は当然に類推適用ではないかとの批判が当然に向けられ得る）という立法上の不備、ないしは間隙を回避すべく、理論的には他法令との関係で構造的に一般条項的な、そして、実務的には立証可能な不正競争防止法の適用であったと言える。言い換えれば、少なくとも、詐欺罪の視点では故意ないしは財産的侵害の有無、そして、酒税法上ではとりわけ脱税の意図その他についての審理不尽の余地もあった。不正競争防止法の保護法益、侵害形態とそれとの因果性などを十分に検討することなく、また、今日行政刑法に関して言われる刑罰法規の氾濫のみられるなかで、とくに表示行為についての規定に関して、これら相互の規定の関係を検討す

ることのなかつた結果であると言わねばならないであろう。

(一九九八・一一・三〇脱稿)

【参考文献】

小野昌延「不正競争防止法概説」(有斐閣、一九九四年)

田村善之「不正競争法概説」(有斐閣、一九九四年)

本件判例評釈では、

林幹人「不正競争防止法五条一号の罪を構成するとされた

事例」警察研究五〇巻五号一二五頁

反町宏「不正競争防止法五条一号違反の罪を構成するとき

れた事例」最判解説刑事昭和五三年度一〇八頁

控訴審については、

実方謙二「商事判例研究六」ジュリスト六九四号一二六頁

【参照条文(いずれも当時の法令)】

不正競争防止法

第一条 左ノ各号ノ一二該当スル行為ヲ為ス者アルトキハ

之ニ因リテ営業上ノ利益ヲ害セラルル虞レアル者ハ其ノ  
行為ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得

五 商品又ハ其ノ広告ニ其ノ商品ノ品質、内容、製造方

法、用途若ハ数量ニ付誤認ヲ生ゼシムル表示ヲ為シ又

ハ之ヲ表示シタル商品ヲ販売、拡布若ハ輸出スル行為

第五条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ

二十万円以下ノ罰金ニ処ス

一 商品又ハ其ノ広告ニ其ノ商品ノ原産地、品質、内容、

製造方法、用途又ハ数量ニ付誤認ヲ生ゼシムル虚偽ノ

表示ヲ為シタル者

二 略

三 不正競争ノ目的ヲ以テ第一条第一項第三号乃至第五

号ノ一二該当スル行為ヲ為シタル者

酒税法

第五条(級別) ① 清酒は、特級、一級、二級に區別す

る。

② 略

③ 清酒及びウイスキー類の各級の規格は、政令で定め

る。

④ 清酒特級及び一級につき、当該酒類が前項の規格に

合致するかどうかは、中央酒類審議会の審査したとこ

ろにより、国税庁長官が認定する。

